

1. 人権擁護委員について

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、地域に密着した人権擁護・啓発活動を行うため、法務大臣が委嘱した民間ボランティアの方々です。元学校の先生や弁護士、民生委員などから選ばれ、全国で約14,000名の委員が活躍しています。

法務局のほか、公共施設や商業施設などの様々な施設で人権相談所を開設し、地域住民の皆さんの人権に関する相談に対応しています。

職場でのセクハラやパワハラなど、「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。（みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110）

秘密厳守、相談は
無料です。



お問合せ先

長崎市 市民生活部 人権男女共同参画室
電話：095-826-0026

